

新地方公会計制度実務研究会（第5回）

【開催日時等】

- 開催日時：平成19年7月30日（月）13：00～15：00
- 場所：総務省地下1階第2会議室
- 出席者：跡田座長、桜内委員、森田委員、和田委員、泉澤委員
高林委員（浜松市）、竹内委員（倉敷市）、
御園大臣官房審議官、平嶋公営企業課長、青木財務調査課長他

【議題】

- (1) 「新地方公会計制度実務研究会報告書」（案）について
- (2) その他

【配布資料】

- 資料1 「新地方公会計制度実務研究会報告書」（案）
- 資料2 報告書の検討案に対する地方公共団体の意見

【概要】

- 出席者からの主な意見・質疑等
 - ・ 基準モデルにおいて、純資産の変動財源となっている社会保険料は何を想定しているのか。
 - ・ 社会保険料については、事実上、税が大半投入されているような、対価性が不十分なものが多いという想定で科目を設定。
 - ・ 資産評価の点で、第2部では固定資産税評価額のみ記載があり、第3部では路線価と固定資産税評価額となっており、整合性がとれていない。また、第2部において棚卸資産の評価は時価か強制評価減のような場合もあるが、ある程度記載したほうがよいのではないか。
 - ・ 第2部の棚卸資産の考え方は、企業会計の低価法で行うということ。マニュアルに詳しく記載がないところは企業会計の原則を参照するようになっているため、あえて具体的に記載していない。ただ、検討の余地はある。
 - ・ 第3部にある路線価による評価は、固定資産税評価額で大きなグルーピングを行うと正確性に欠けるので、売却可能資産は個別評価に近い形にしたほうが正確であると考え、路線価による評価とした。
 - ・ 第2部に路線価の記載がないのは、2つの評価方法があると評価に差が出るのではないかという点、路線価と固定資産税評価額の基礎数値は同じため、あえて書き分けていない。開始時の実務を考えた場合に、固定資産税評価額は自治体の資料であるためデータを集めやすいのではないか。売却可能資産

は棚卸資産の部分で説明している。

- ・ 実務として、資産全体の土地を評価する場合、固定資産税評価額でないと対応できないのではないかと。
- ・ 自治体保有の土地を全て路線価に置き換えることは実務的には困難である。
- ・ 売却可能資産は、保有資産の把握という点では固定資産税評価額が良いのではないかと。
- ・ 固定資産税評価額は、個別の固定資産税評価額を使用するのではなく、同一地目・一定地域ごとの平均単価、それが困難な場合には地目別平均単価とするようになっている。
- ・ 両モデルの比較について、普通会計と連結のバランスシートだけが比較のモデルとして示されているが、他の3表についても、比較モデルをつくるのか。
- ・ 基準モデルを作った上で、別途補助科目を設定すれば改訂モデルの形に直すことは可能である。しかし、もともとベースの違うモデルを比較する意味はあるのかということも考えなければいけない。
- ・ 改訂モデルで固定資産の段階的整備を行うと、最終的には資産の評価額は基準モデルと同じとなるのか。
- ・ 基本的には同じとなる。ただし、細かな点では、例えば、各種基金の計上区分などを考えると、完全に同じものとなるとは言えない。個別の評価のみに着目すれば原則同じとなる。
- ・ 改訂モデルの資産台帳整備が進み、組み替えで基準モデルに移行できるようになって欲しい。最終的には一つのフォーマットに揃え、国のレベルから地方まで全てが統一的な形で比較可能な財務諸表が揃って欲しい。
- ・ 今回提示されている連結について、このモデルで示されている方法で作成された連結財務諸表はあるのか。また問題はあったのか。
- ・ 改訂モデルは去年の報告書ベースで作成・検証した結果、いくつかの点を修正して今の形になっているため、厳密に言えば、今回示している方法で作成された財務諸表はない。ただし、原則的な考え方では作成可能である。
- ・ 基準モデルは、バランスシートは比較的容易にできたが、行政コスト計算書は、科目の振替で、やりにくかった部分はある。キャッシュフロー計算書は、作成していない外郭団体もあったので、資金予定表の中身の科目を分解し、作成した。純資産変動計算書については、民間企業にその概念がないため、かなり困難であった。つまり、総額はわかるが中身の振り分けが区分に合うか否かをルール化しないとやりにくい。
- ・ それを踏まえ、連結対象調査票という、連結される側の組替の対応関係の表をつけている。
- ・ 連結財務諸表作成の効果はあったのか。
- ・ バランスシートでは負債総額がわかったことが一番のメリット。特に外郭団体や公社関係の見えない部分が見えたことではないか。行政コスト計算書は、民間でも行っているような行政サービスを加えると本来行政が行うコスト

か、という点では疑義がある。個々の企業ごとに経営姿勢がわかればそれでよい程度。

- ・ 行政の場合、出捐という形で団体に資金を供給している場合がある。出資とは異なるため漏れてしまう可能性など、実際の運用上はそのようなところを留意する必要があるのではないか。
- ・ 公会計を整備する現場を考えると、作成手法に関する問い合わせの対応窓口が必要ではないか。
- ・ 地域ごとに相談窓口があり、軽微な質問と、詳細な質問との窓口を別にして対応するイメージがよいのではないか。
- ・ 予算を基本に科目を設定するということを、わかりやすく書いたほうがいいのではないか。
- ・ 財務書類作成モデルという位置づけではなく、今後は統一的な会計基準の設定に向けた議論を行わなければいけないのではないか。